

第6章 環境保健

第1節 水俣病対策

1 「水俣病」とは

水俣病は、昭和31年5月に、熊本県水俣市で患者が確認されたのが公式確認とされており、新日本窒素肥料(株)の工場から排出されたメチル水銀化合物に汚染された魚介類を長期かつ大量に摂取したことによって起こった四肢末梢優位の感覚障害、運動失調、視野狭窄、難聴を主要症状とする中毒性中枢神経系疾患です。

2 水俣病対策の概要

水俣病は、深刻かつ重要な問題であり、本県ではこの水俣病対策を県政の重要課題として、被害者の迅速な救済を図るため、検診・審査体制の拡充強化、認定申請者に対する医療救済等の対策を進めるとともに、水俣病とは認定されていないものの、水俣病にもみられる一定の症状を有する者に対する医療費等の支給や、水俣病発生地域の住民に対する健康診査等を内容とする水俣病総合対策事業を実施しています。

水俣病問題については、平成16年10月15日の水俣病関西訴訟の最高裁判決を契機に認定申請が急増したことから、保健手帳の申請受付の再開等の対策が図られることになりました。

併せて、水俣病被害者の新たな救済策の具体化に向けた検討が進められ、与野党の合意により、平成21年7月に「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」が可決成立し、平成22年5月1日から平成24年7月31日まで特別措置法の救済措置の申請の受付が行われました。

なお、救済措置の判定については、平成26年8月をもって全て終了しました。

3 水俣病認定申請・審査・処分の状況

公害による健康被害者の迅速かつ公正な保護を図るため、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、水俣病認定申請者に対する疫学調査や検診を実施した後、この結果をもとに「水俣病であるか否か」について鹿児島県公害健康被害認定審査会に諮問し、認定審査会の答申を経て水俣病の認定等の処分を行っています。(表6-1)

表6-1 本県のこれまでの認定申請・処分等の状況(令和4年3月末現在) (単位:件)

申請総数	処分済		未処分	
	認定	棄却	保留	未審査
	493 (65)	4,358	1	1,082
5,934		4,851		1,083

※1 ()内は生存者で再掲

※2 申請総数は取下げ等を除く

4 不服申立て

認定申請に係る知事の処分に不服のある者は、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、その処分を行った知事に対して再調査の請求又は公害健康被害補償不服審査会に対して審査請求をすることができ、さらに、再調査の請求についての決定後の処分になお不服がある者も、公害健康被害補償不服審査会に対して審査請求をすることができます。(表6-2)

表 6-2 不服申立て状況（令和 3 年度）（単位：件）

区 分	再調査の請求	審 査 請 求
令和 3 年 3 月 末 未 処 理	38	12
令和 3 年度 の 状 況	新規申立て	16
	却 下	0
	取 消	0
	棄 却	19
	取 下 げ	0
令和 4 年 3 月 末 未 処 理	35	11

5 訴訟

(1) 係属中の訴訟

令和 3 年度末現在における係属中の訴訟で本県を被告とするものは行政訴訟が 1 件、本県以外を被告とするものは、損害賠償請求訴訟が 1 件、行政訴訟が 2 件の計 3 件となっています。（表 6-3）

表 6-3 訴訟状況（令和 3 年度）

内 容	被 告	請 求 内 容
損害賠償請求訴訟	チッソ(株)・国・熊本県	・ 1 人当たり 450 万円
行政訴訟	熊本県・鹿児島県	・ 熊本県知事・鹿児島県知事がした、水俣病認定申請を棄却する旨の処分の取消し及び水俣病である旨の認定の義務付け
	熊本県	・ 熊本県知事がした、決定申請を棄却する旨の処分の取消し及び水俣病である旨の認定の義務付け
	熊本県	・ 熊本県知事がした、水俣病認定申請を棄却する旨の処分の取消し及び水俣病である旨の認定の義務付け

(2) 既に終結した訴訟

水俣病に罹患したことによる被害に対する損害賠償請求訴訟については、平成 7 年の水俣病問題の政府解決策を受け、それぞれ原告側から取下げがなされましたが、水俣病関西訴訟は継続し、平成 16 年 10 月 15 日に原告勝訴の判決がなされました。

この判決後、新たな損害賠償請求訴訟が提起されていましたが、ノーモア・ミナマタ国家賠償等請求訴訟（熊本地裁，大阪地裁，東京地裁の 3 件）については、平成 23 年 3 月に和解が成立しました。

水俣病認定業務の遅れで精神的苦痛を受けたとして、国，熊本県に対して提起された不作為に対する損害賠償請求訴訟は、平成 13 年に原告敗訴の判決がなされました。

また、本県知事が行った水俣病認定申請棄却処分の取消しを求める抗告訴訟については、平成 9 年に原告勝訴の判決がなされました。

平成 25 年には、熊本県知事が行った水俣病認定申請棄却処分の取消しを求める抗告訴訟（2 件）について、最高裁判所が熊本県の上告を棄却する判決と原告敗訴の 2 審判決を破棄し、高裁へ差し戻す判決（その後熊本県が控訴を取り下げ、原告勝訴の 1 審判決が確定）がなされました。

平成 27 年には、法の解釈運用に関する通知である「公健法に基づく水俣病の認定における総合的検討について」に係る国の作成・発出行為及び熊本県の受理行為の差止めに関する行政訴訟について、最高裁判所が原告の上告棄却及び不受理の決定（原告敗訴の 2 審判決が確定）をしました。

平成 29 年には、熊本県による公健法に基づく障害補償費不支給決定の取消し及び障害補償費支給決定の義務付けに関する行政訴訟について、最高裁判所は障害補償費不支給決定の取消し請求

を認容した高裁判決を破棄し、原告敗訴の判決をしました。

令和4年には、チッソ(株)、国及び熊本県に対して提起された国家賠償等請求訴訟2件について、最高裁判所が原告の上告棄却及び不受理の決定（原告敗訴の2審判決が確定）をしました。

6 補償

認定審査会の審査を経て水俣病として認定された場合は、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく補償又は「患者団体とチッソ(株)との補償協定」に基づく補償のいずれかの補償を受けることができます。

《患者団体とチッソ(株)との補償交渉の経過》

患者団体とチッソ(株)との最初の補償交渉は、熊本県知事等による「水俣病紛争調停委員会」のあっせんにより行われ、昭和34年12月に当時の患者全員との間で見舞金契約が成立しました。

次いで、昭和43年9月、政府の水俣病の統一見解の発表により水俣病がチッソ(株)の工場廃水に起因することが明確になったため第2回目の交渉が行われ、水俣病補償処理委員会のあっせんにより、一般に和解派と呼ばれる一部の患者との契約が昭和45年5月に成立しました。しかし、このあっせんの「確認書」をめぐるあっせんに応じない一部の患者は、昭和44年6月熊本地裁に訴えを起こし（第1次訴訟派）、ここに当時患者が組織していた水俣病患者家庭互助会は2派に分かれました。

さらに、昭和48年3月には第1次訴訟の判決が熊本地裁であり、また、同年4月には公害紛争処理法に基づく水俣病補償調停委員会に調停依頼の申請を行っている一部の者との調停が成立し、それぞれ新たな補償額が決定されました。

これらの状況の変化に伴い、全患者との第3回目の補償交渉が開始され、環境庁長官等のあっせんにより昭和48年12月25日に交渉が妥結し、補償協定書の調印が昭和48年7月9日付けで患者各派代表者によってなされました。

7 公害保健福祉事業

「公害健康被害の補償等に関する法律」が昭和49年9月1日から施行されたことに伴い、同法に基づき水俣病認定者の保健福祉事業を実施しています。

この事業は、環境大臣の承認を受けて県が事業を実施していますが、事業費用の4分の3は独立行政法人環境再生保全機構（国4分の1、汚染原因者4分の2）が負担することとなっています。

本県では、出水保健所の保健師による在宅患者の家庭療養指導を実施しています。

8 公害医療研究事業

水俣病要観察者等治療研究事業

水俣病について医療研究を行うため、水俣病認定申請者のうち経過観察を要する者等に対して、その者の認定申請に係る疾病の治療等に要した経費の一部を助成しています。

令和3年度の給付実績は、表6-4のとおりとなっています。

表6-4 給付実績（令和3年度）

（単位：件、千円）

区 分	研 究 治 療 費	研 究 治 療 等 手 当	は り ・ き ゅ う 施 術 療 養 費	合 計
延 給 付 件 数	22,966	0	842	23,808
給 付 金 額	94,875	0	1,152	96,027

9 水俣病総合対策事業

(1) 水俣病総合対策医療事業

水俣病にもみられる一定の症状を有する者の健康上の問題の軽減・解消を図る目的で、治療に要した経費の一部を助成するとともに、治療の程度に応じて療養手当を支給する水俣病総合対策医療事業を平成4年6月から実施しています。この事業の適用を受けるための当初の申請は、平成7年3月31日に締め切られましたが、その後、水俣病問題の解決を図るための政府解決策が平成7年12月15日に閣議了解され、これに基づく水俣病総合対策医療事業の申請受付が平成8年1月22日から同年7月1日まで再開されました。この申請に対する判定は、平成9年2月25日に開催した判定検討会をもって全て終了しました。

その後、平成16年10月15日の水俣病関西訴訟の最高裁判決を受けて、環境省が平成17年4月7日に発表した「今後の水俣病対策について」に基づき、給付内容を拡充した保健手帳の申請受付を平成17年10月13日から再開しましたが、平成21年7月に公布された「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づき水俣病被害者手帳の交付が開始されたことに伴い、保健手帳の申請期限は平成22年7月31日までとされ、保健手帳自体も平成24年3月末で失効しました。

この特別措置法の救済措置の申請受付は、平成22年5月1日から平成24年7月31日まで行われ、この申請に対する判定は平成26年8月4日に開催された判定検討会をもって全て終了しました。

ア 申請・判定等の状況

平成7年の政治解決時の医療事業の状況は表6-5のとおり、受付再開した保健手帳の状況は表6-6のとおりとなっています。また、平成22年5月から開始した特別措置法の救済措置の状況は、表6-7のとおりとなっています。

表6-5 申請・判定等の状況（最終）

（単位：件）

区 分	申 請 数	判 定 内 訳		
		医 療 手 帳	保 健 手 帳	非 該 当
旧事業からの移行者	873	873		
政治解決時申請者	2,170	1,340	345	485
計	3,043	2,213	345	485
手 帳 交 付 者 数	2,514	2,213	301	

※ 医療手帳の現有数：1,063人（令和4年3月末現在）

表6-6 保健手帳交付の状況

（単位：件）

平成7年政治解決時 保健手帳（再掲）	受 付 再 開 し た 保 健 手 帳			
	申 請 数	交 付	失 効	非 該 当
301	6,500	5,615	11	874

※ 受付再開した保健手帳の交付数5,615件のうち577件については、水俣病被害者手帳を交付なお、全ての保健手帳は平成24年3月31日をもって失効

表6-7 特別措置法の救済措置の状況

（単位：件）

申 請 者 数 （ 最 終 ）	一時金等給付申請	①一 時 金 等 対 象 該 当	②療 養 費 対 象 該 当	①及び②の何れの 対象にもならなかつた方	保 健 手 帳 か ら の 替

※ 水俣病被害者手帳の現有数：14,373人（令和4年3月末現在）

イ 事業内容

水俣病にもみられる一定の症状を有すると認められる者並びに過去に通常起こり得る程度を

超えるメチル水銀の曝露^{ばく}を受けた可能性があり、かつ、四肢末梢優位の感覚障害を有する者及び全身性の感覚障害を有する者その他の四肢末梢優位の感覚障害を有する者に準ずる者であると認められる方に対して、療養費、はり・きゅう施術療養費、温泉療養費等を支給することとしています。

ウ 給付実績

令和3年度における水俣病総合対策医療事業の給付実績は、表6-8のとおりとなっています。

表6-8 給付実績（令和3年度）

（単位：件、千円）

区 分		療 養 費	はり・きゅう 施術療養費	温 泉 療 養 費	療 養 手 当	離 島 加 算	合 計
医 療 手 帳	延給付件数	34,742	257	772	12,092	—	47,863
	給付金額	152,545	1,508	4,358	246,985	—	405,396
被害者 手 帳	延給付件数	418,926	3,128	8,140	109,494	1,745	541,433
	給付金額	1,668,431	18,013	41,278	1,616,676	1,745	3,346,143
合 計	延給付件数	453,668	3,385	8,912	121,586	1,745	589,296
	給付金額	1,820,976	19,521	45,636	1,863,661	1,745	3,751,539

(2) 健康管理事業

ア 水俣病発生地域において、過去に通常のレベルを超えるメチル水銀の曝露^{ばく}を受けた可能性がある方の健康上の問題の軽減・解消を図る目的で健康診査等を実施しています。

本県においては、水俣病の認定者が多い出水市（平成17年度合併前の旧出水市）及び長島町（平成17年度合併前の旧東町）を対象地域として、市町が従来から行っている高齢者の医療の確保に関する法律に基づく健康診査を活用し、問診及び血液検査の項目を上乗せして実施しています。

令和3年度は、出水市の474人、長島町の159人の計633人が健康診査等を受診しました。

イ 特別措置法の救済措置の申請を行い、非該当となった方で、かつて水俣湾周辺の魚介類を摂取したことに伴い、健康不安を訴え登録した方について、年1回、医師による健診、保健師による保健指導を無料で実施する「健康不安者フォローアップ健診事業」を実施し、健康不安の軽減と解消を図りました。

令和3年度は、141人が健診を受診しました。

(3) 水俣病相談窓口設置事業

水俣病発生地域に居住する住民の健康不安への対応や、地域生活の支援を行うことを目的として、「水俣病相談窓口」を出水市及び長島町に設置する事業を平成19年11月から実施しています。

令和3年度は、出水市で2,759件、長島町で429件の合計3,188件相談がありました。

(4) 健康不安者に対する健診事業

特別措置法の救済措置の申請を行わなかった方であっても、かつて水俣湾周辺の魚介類を摂取したことに伴い、健康不安を訴える方について、年1回、医師による健診、保健師による保健指導を無料で実施し、健康不安の軽減と解消を図りました。

令和3年度は、4人が健診を受診しました。

第2節 その他の環境保健対策

1 不知火海沿岸地域住民の毛髪水銀調査

熊本県が実施した水俣湾堆積汚いで処理事業（昭和52年～平成2年）に対応して、その監視の一環として昭和52年から実施してきている毛髪水銀調査については、令和3年度も関係漁業協同組合員を対象に実施しました。

検査結果は表6-9のとおりで、国が定めた「水銀による環境汚染暫定対策要領」により、通常の範囲内とされる20ppmを超える方はありませんでした。

表6-9 毛髪中の総水銀値の調査結果（令和3年度）

区 分	毛髪採取時期	検査者数	最高値	最低値	平均値
北さつま漁業協同組合阿久根本所	R3年12月から R4年1月まで	人 6	ppm 4.56	ppm 1.99	ppm 2.95
北さつま漁業協同組合出水支所	R3年12月	人 4	ppm 3.37	ppm 0.94	ppm 1.81
北さつま漁業協同組合黒之浜支所	R3年12月から R4年1月まで	人 4	ppm 2.35	ppm 0.66	ppm 1.50
北さつま漁業協同組合長島支所	R4年1月	人 2	ppm 5.41	ppm 3.84	ppm 4.63
東町漁業協同組合	R4年1月	人 1	ppm 4.28	ppm 4.28	ppm 4.28
集 計		人 17	ppm 5.41	ppm 0.66	ppm 2.61